

件 名	県職員の働き方改革について
受付日	令和7年7月7日、30日
ご意見・ご提案の概要	職員の働き方の多様化と負担軽減のために、テレワークやフレックスタイム制度などのフレキシブルな勤務制度を推進し、職員のワークライフバランスを確保する施策を講じるべきである。
県の考え方	<p>県では、職員の働きやすい環境づくりの一環として、テレワーク（在宅勤務）制度を既に導入しており、最大で週4日まで利用可能です。</p> <p>また、令和7年7月からは、育児や長時間通勤などの特別な事情がなくても、勤務時間をスライドすることができる「時差出勤制度」を、全職員を対象に導入いたしました。</p> <p>今後も、県民サービスに支障が出ないよう十分に配慮しながら、職員の働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。</p>
担当課	総務部 人事課